

社会福祉法人長茂会 定款（抜粋）

（平成20年4月15日改正）

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（1） 第一種社会福祉事業

- （イ） 軽費老人ホーム尾鷲長寿園の経営
- （ロ） 特別養護老人ホームスバル台の経営
- （ハ） 軽費老人ホームケアハウスきららの経営
- （ニ） 養護老人ホーム聖光園の管理経営
- （ホ） 特別養護老人ホームあかつきの経営

（2） 第二種社会福祉事業

- （イ） 老人ディサービス事業（スバル台・ひまわり）の経営
- （ロ） 老人短期入所事業（スバル台・ひまわり）の経営
- （ハ） 老人居宅介護等事業（長寿園）の経営
- （ニ） 認知症対応型老人共同生活援助事業（わらべ）の経営

（名 称）

第2条 この法人は、社会福祉法人長茂会という。

（経営の原則）

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

（事務所の所在地）

第4条 この法人の事務所を三重県尾鷲市大字南浦4584番地の3に置く。

第 6 章 公益を目的とする事業

(種別)

第 28 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉法人長茂会診療所の設置経営
- (2) 居宅介護支援事業（長寿園）

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。